○八郎潟町町税に関する証明等事務取扱要綱

（平成24年6月1日告示第10号）
（令和6年1月4日告示第2号）
（令和8年6月29日告示第33号）

（趣旨）

第1条　この要綱は、八郎潟町手数料条例（平成12年条例第19号）第1条に規定する別に定めるものの規定を定めるとともに、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21に規定する納税証明事項に関し、本町における町税等に関わる証明並びに公簿の閲覧及び複写（以下「証明等」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（事務処理の順守事項）

第2条　町税に関する事務は、その性格上、所得金額、財産の状況等個人の秘密に関する情報を取り扱うことから、証明等の事務処理に当たっては、その内容が第三者に漏れることがないよう慎重に取り扱わなければならない。

2　証明等の事務は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条の規定に抵触しない範囲内で行うものとする。

（証明等の種類）

第3条　この要綱により取り扱う証明等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収納管理については、アからエまでに掲げる証明

ア　指定の年度の納税証明

イ　継続検査に利用可能な納税証明

ウ　町税に係る徴収金に滞納がないことの証明

エ　国民健康保険税について、申告用に暦年（1月1日から12月31日まで）で納付された保険税納付額を確認するための納付額証明

(2) 個人の県民税、個人の町民税及び森林環境税については、収入金額及び所得金額の証明（請求者の求めにより、所得控除額、課税標準額、年税額等を併せて証明することができる。）

(3) 法人の町民税については、法人台帳の登録内容の証明

(4) 固定資産税については、アからキまでに掲げる証明等

ア　納税義務者ごとの課税標準額の合計額、税額及び当該納税義務者が所有する資産ごとの評価額、課税標準額等の証明

イ　土地（補充）課税台帳に登録された価格等が記載された帳票の縦覧又は閲覧

ウ　家屋（補充）課税台帳に登録された価格等が記載された帳票の縦覧又は閲覧

エ　土地又は家屋ごとの評価額の証明

オ　償却資産の区分ごとの評価額の証明

カ　土地又は家屋ごとの評価額、課税標準額、相当税額等の証明

キ　償却資産の区分ごとの評価額、課税標準額、相当税額等の証明

(5) 軽自動車税については、ア及びイに掲げる証明

ア　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第33号の5様式（第16条関係）に基づく申告に対し、町から標識の交付を行ったことの証明

イ　原動機付自転車及び小型特殊車両の廃車時や変更登録時に、廃車に係る申告を受け付けた旨の証明

(6) 居住の用に供した住宅用家屋が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条又は第42条第1項の規定に該当する旨の証明

(7) 事業を営む個人の当該事業に係る営業証明

(8) 個人の秘密に属さない図面等の閲覧及び複写(航空写真を除く)
(9) その他特別の事由があると認められるものに関する証明等

(証明等の請求者)

第4条　町税に係る証明等の請求をできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 本人(納税義務者又は資産の所有者)
(2) 本人の委任状を持参し、委任を受けた者
(3) 家族(住民基本台帳(住民票)上の同一世帯の親族)
(4) 法人にあっては、当該法人の登録代表者印が押印された申請書又は委任状を持参した者
(5) 納税管理人(届出のあった者に限る。)
(6) 代表相続人(届出のあった者に限る。)又は相続人
(7) 物件の買受人(移転登記未済のもの)でその物件の取得を証明する書類を持参した者
(8) 破産管財人、清算人等の法定代理人
(9) 法令等に基づく正当な理由を有する訴訟関係者
(10) 法第22条の守秘義務を解除する権限を有する職にある者の氏名をもって、当該権限の根拠法令及び証明等の使用目的を明示した文書により請求を行う国、地方公共団体等の公的機関
(11) 法務局から、町長あての固定資産評価証明書交付依頼書(登記官印が押印されたものに限る)を持参した当該登記関係人
(12) 前各号に掲げる者のほか、証明等の請求を行う正当な事由を有すると町長が認める者

(請求等に係る本人確認の方法)

第5条　請求等を受け付ける場合は、当該請求等の手続きを行う者(代理人及び使者を含む。以下「請求手続人」という。)に対し、次の各号に掲げる請求手続人本人の氏名等が確認できる書類等のうちいずれか1以上(第2号に掲げるものについては、いずれか2以上)の提示を求め、請求手続人本人であることを確認するものとする。
(1) 請求手続人本人の写真が貼付された運転免許証、個人番号カード、パスポート、身分証明書及びこれらと同等のもの
(2) 通常請求手続人本人しか持ち得ない国民健康保険、被用者保険又は後期高齢者医療の資格確認書、年金証書、納税通知書、預貯金通帳及びこれらと同等のもの
(3) 請求手続人が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3に規定する特定事務受任者であるときは、その資格を証する書類で請求手続人本人の写真が貼付されたもの
2　前項の規定にかかわらず、請求手続人が他課の窓口において既に前項の各号に掲げた書類等を提示している場合、請求手続人を存知している八郎潟町職員により当該本人であることが認められた場合又はその他特別の事由により請求手続人本人であることが明らかであるときは、前項の規定による本人確認を行ったものとみなすことができる。
3　前2項による本人確認ができないとき又は本人であることに疑義があるときは、口頭又は書面による質問等により、請求手続人本人であることを確認するものとする。
4　第3条第8号の請求については、前3項の規定は適用しない。
5　郵送での請求等については、請求手続人は、第1項の各号に掲げた書類等の写しを郵送することで、当該書類等の提示に代えることができる。

(証明等の請求)

第6条　請求手続人は、様式各号に規定する申請書又は依頼書に記載を要する事項を記入し、必要に応じて当該請求の正当性を証する書類等を添付して町長に提出するものとする。ただし、町長がこれらの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

2　前項の規定にかかわらず、固定資産税路線価図の閲覧は申請書を要しない。
3　地方税法施行規則第33号の5様式(第16条関係)又は第34号様式(第16条関係)による申告書を町長に提出した者は、第3条第5号ア又はイの請求に係る申請書を提出したものとみなす。

(証明等の交付)
第7条　証明等の請求があったときは、町長は速やかに内容を審査し、当該証明等の事務を執り行うものとする。ただし、審査の結果当該請求の正当性が認められない場合は、これを却下する。

(証明できる年度)
第8条　証明できる年度は、請求のあった日の属する会計年度を含む5課税年度とする。ただし、個人の秘密に属さない図面等についてはこの限りでない。

(手数料の免除)
第9条　八郎潟町手数料条例第8条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる証明等については、手数料を徴しない。
(1) 法第416条の規定による固定資産課税台帳の縦覧
(2) 前号の縦覧期間内における法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧
(3) 固定資産税路線価図の閲覧
(4) 法第422条の3の規定に基づく証明
(5) 第3条第5号ア及びイに掲げる証明(再交付の場合を除く)

(委任)
第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附則
この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則(令和6年1月4日告示第2号)
(施行期日)
1　この要綱の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この要綱の改正の施行の際、改正前の八郎潟町町税に関する証明等事務取扱要綱第6条に規定する様式及び第10条の規定により定められた様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則(令和8年6月29日告示第33号)
(施行期日)
1　この要綱は、令和8年6月29日から施行する。
(経過措置)
2　この要綱の施行による改正前の八郎潟町町税に関する証明等事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

税務証明書等交付申請書

八郎潟町長　様

※本人確認書類をご提示ください。(郵送の場合はコピーを添付)　　年　　月　　日

申請者

住所			
ふりがな		生年月日	年　月　日
氏名	TEL　（　）		

証明が必要な方

住所	□申請者住所と同じ		
ふりがな		生年月日	年　月　日
氏名	□申請者氏名と同じ　※同一世帯分は連名可		
関係	□本人　□同じ世帯　□委任状あり　□その他（　）		

使用目的

□公費援助・扶助(無料)	□金融機関	□登記	□年金手続
□福祉・医療	□扶養認定	□車検	□その他
□学校・保育施設	□町営住宅	□職場	（　）

必要な証明書等

※所得関係は前年中の所得についての証明となります。

	種別	年度	手数料	件数		種別	年度	手数料	件数
所得関係	所得証明書				固定資産関係	評価証明書			
	所得課税証明書					公課証明書			
	住民税申告書(写し)					名寄帳兼課税台帳			
納税関係	納税証明書					無資産証明書			
	完納証明書					住宅用家屋証明書			
	軽自動車税納税証明書		無料		その他	（　）			
	車両番号(　)					（　）			

備考欄　※特定の税目や固定資産のみが記載された証明書をご所望の際はその旨ご記入ください。

□生活保護世帯につき、無料の申請をします。

本人確認	□運転免許証	□パスポート	□個人番号カード	□その他公的身分証明(顔写真付き)	
	≪2点確認≫	□資格確認書	□年金手帳	□学生証	□介護保険被保険者証
	□預貯金通帳	□納税通知書	□その他公的身分証明		□面識・聞き取り確認等

様式第2号(第6条関係)

公図・地籍図　閲覧申請書

八郎潟町長　様

年　　月　　日

申請者			
住所			
ふりがな		生年月日	年　　月　　日
氏名	TEL　　(　　)		

閲覧したいもの
□公図　　□地籍図
申請物件
□申請者住所と同じ 八郎潟町
八郎潟町
八郎潟町

※1ヵ所に複数の筆数がある場合は、主な物件についてご記入ください。

種　別	手　数　料	件数・枚数
閲　覧		
コピー		
証明書		

※閲覧の件数は、「申請物件」欄にご記入いただいた1筆及び当該周辺の関連した筆をまとめて1件とします。

※コピーは、A3またはA4版になります。

※証明書は、当該図面が「町の公図」であることの証明内容となります。

様式第3号(第6条関係)

固定資産評価証明書交付依頼書

八郎潟町長　様

地方税法第422条の3の規定に基づき、下記資産の評価証明書の交付を依頼します。

年　　月　　日　　秋田地方法務局登記官　㊞

申請者	
住　所	
ふりがな	
氏　名	TEL　　(　　)
登記目的	□所有権移転　□保存　□その他(　　)

所有者	
住　所	
ふりがな	
氏　名	

区分	所在(八郎潟町)	地目 家屋番号・種類	登記地積 登記床面積(1階・1階以外)	備考